

発議案第 3 号

子供の権利救済機関の設置を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 12 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登
	同	高 山 敏 朗

提案理由

国に対し、子供の権利救済機関の設置を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

子供の権利救済機関の設置を求める意見書

日本が子どもの権利条約を批准して31年となる。子供の権利を守り、いかす取組が前進する一方で、いじめや虐待、貧困など、子供の権利侵害の状態は深刻さを増している。

2023年4月、こども家庭庁が発足し、こども基本法も施行された。しかし、政府から独立した子供の権利救済機関（子どもコミッショナー）の設置については、市民の強い要望がありながら法律に盛り込まれなかった。

国際連合の子どもの権利委員会は2002年、子供の権利の実現のためには独立した国内人権機関が必要だと示しており、既に70か国以上で子供施策の担当省庁とは別に設置されている。スコットランドの子ども・若者コミッショナーは新型コロナウイルス感染症対策について政府に意見表明を行い、韓国でも国家人権委員会が活動している。

子どもコミッショナーの役割は、人権擁護の立場で専門家が子供のSOSを受け止め、政府の子どもの権利条約の履行を監視し、促進することにある。日本の子供の権利保障を推進するためには、設置を本格的に検討し、実現することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、子供の権利救済機関の設置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）様